

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和3年 4月 13日	
和歌山県知事 仁坂 吉伸	殿
提出者 阪和工業株式会社	
住 所 和歌山県有田郡湯浅町吉川195-7	
氏 名 代表取締役 西本英幸 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0737-63-6251	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	阪和工業株式会社
事業場の所在地	和歌山県有田郡湯浅町吉川195-7
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	16 化学工業
② 事業の規模	製造品出荷額 225,345万円
③ 従業員数	40人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	濾過工程 → 無機汚泥 → 保管 → 処理委託

(日本工業規格 A列4番)

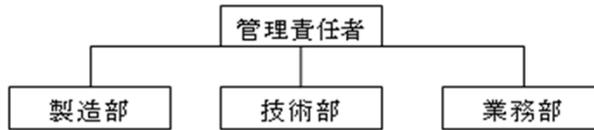
(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

	所属・職名	役割
管理責任者	製造部 工場長	現場等への指導と確認
現場担当者	製造部 作業長	保管と積込までの管理
検査担当者	技術部	検査と品質管理
委託担当者	業務部	委託依頼とマニフェストの交付

(組織図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	548 t	t
	(これまでに実施した取組) 受注によって大きく左右されるが、過去数年間の傾向や前年度の受注高をもとにして推計し、産業廃棄物の排出量を予測する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	630 t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取り組みを継続する。 製品生産時に使用する原料の良質化に努め、産業廃棄物発生量の抑制に繋げる。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) －
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) －

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら再生利用は行わない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	548 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	548 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物収集運搬業者、中間処理業者と処理委託契約を締結し、マニフェストを交付して適切に処理する。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	全 処 理 委 託 量	630	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	630	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取り組みを継続する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	548 t	
(今後実施する予定の取組等) 現状の対策(電子マニフェストの100%実施)を維持、継続していく。			
※事務処理欄			